

## 吉浜まちづくり振興会会則

(名称)

第1条 本会は、吉浜まちづくり振興会（以下「振興会」という。）と称する。

(活動区域)

第2条 振興会は、大船渡市三陸町吉浜の区域（以下「吉浜地区」という。）を活動区域とする。

(事務所)

第3条 振興会の事務所は、大船渡市三陸町吉浜字上野 93 番地 1 に置く。

(目的)

第4条 振興会は、吉浜地区を代表するとともに、吉浜地区公民館及び吉浜地区助け合い協議会の理念を生かし、かつ、その機能を内包しながら、吉浜地区内の住民が相互の信頼と協力によって、安心して暮らし続けられる持続可能な地域社会を形成するため、当事者意識を持ちつつ、地区の課題を共有しながら、自ら解決するため、協働して支え合うまちづくりを推進することを目的とする。

(事業)

第5条 振興会は、前条の目的を達成するため、吉浜地区のまちづくりに係る長期的な計画（以下「地区づくり計画」という。）を策定するとともに、地区づくり計画に基づいて、次の事業を行う。

- (1) 住民の暮らしの安全と安心の確保に関すること。
- (2) 助け合い活動及び地域包括ケアシステムの推進に関すること。
- (3) 自然環境と地域の伝統の継承に関すること。
- (4) 吉浜地区内外の交流と賑わいの創出に関すること。
- (5) 生涯学習の推進に関すること。

(会員)

第6条 振興会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 吉浜地区内の住民及び各種団体
- (2) 振興会の目的に賛同する吉浜地区外の個人及び団体であって、第11条に規定する役員会の承認を得たもの

(役員)

第7条 振興会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 事務局長 1名

- (4) 部会長 部会毎に各 1 名
- (5) 生活支援コーディネーター 2名以内
- (6) 監事 2名

- 2 役員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、任期の満了前に退任した役員の補欠として選出された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 会長、副会長、事務局長及び監事は、総会において選考し、部会長及び生活支援コーディネーターは、会長が指名する。

(役員の職務)

第 8 条 会長は、振興会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代理する。
- 3 事務局長は、会長の命を受け、振興会の事務処理を統括する。
- 4 部会長は、第 14 条に規定する部会の事業を統括する。
- 5 生活支援コーディネーターは、助け合い活動及び地域包括ケアシステムの推進に係る課題の把握、関係情報の収集、相談への対応等に当たり、部会長及びその他の役員（監事は除く。）を兼ねることができるものとする。
- 6 監事は、振興会の事業の執行状況及び会計の監査に当たる。

(役員の報酬等)

第 9 条 役員は、報酬を受け取ることができる。

- 2 役員には、その職務を遂行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(事務局員)

第 10 条 振興会に、会長が指名する事務局員を置く。

- 2 事務局員は、振興会の事務処理に当たる。
- 3 事務局員は、報酬を受け取ることができる。
- 4 事務局員には、その職務を遂行するために要した費用を弁償することができる。
- 5 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(機関)

第 11 条 振興会に、次の機関を置く。

- (1) 総会
- (2) 運営委員会
- (3) 部会
- (4) 役員会

- 2 機関（部会を除く。）の会議は、構成員の過半数の出席で成立し、出席者の過半数をもって決する。ただし、可否同数の場合は、議長が裁定する。

(総会)

第 12 条 総会は、振興会の最高の意思決定機関であって、振興会の運営に関する次の事項を審議、決定する。

- (1) 地区づくり計画の策定に関すること。
- (2) 毎年度の事業計画及び収支予算に関すること。
- (3) 毎年度の事業報告及び収支決算に関すること。
- (4) 規約の改廃に関すること。
- (5) 会長、副会長、事務局長及び監事の選考に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、振興会の運営に係る重要事項に関すること。

2 総会は、次の者で構成する。

- (1) 次条に規定する運営委員
- (2) 吉浜地区内の各種団体等の代表者
- (3) 振興会の役員

3 総会の種類は、通常総会及び臨時総会の 2 種類とする。

4 通常総会は、毎年度 1 回、会長が招集する。

5 臨時総会は、会長が必要と認めるとき又は運営委員の 2 分の 1 以上の要求があったときに、会長の招集により開催する。

6 総会には、議長及び議事録署名人 2 名を置く。

7 総会の議長は、会議ごとに出席者の互選とし、議事録署名人は、議長が指名する。

8 議長は、総会の議事を運営する。

9 総会の議事については、議事録を作成し、議長及び議事録署名人 2 名が署名、押印しなければならない。

(運営委員会)

第 13 条 運営委員会は、運営委員（吉浜地区内の各地域の代表者であって、会長が委嘱するものをいう。）をもって構成し、会長の諮問に応じて、次の事項を調査、審議する。

- (1) 会長、副会長、事務局長及び監事の適任者の推薦に関すること。
- (2) 規約の改廃案に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、振興会の運営に関すること。

2 運営委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、任期の満了前に退任した運営委員の補欠として委嘱された運営委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 運営委員会に運営委員長 1 名及び副運営委員長 1 名を置く。

4 運営委員長及び副運営委員長は、運営委員の互選による。

5 運営委員会の会議は、運営委員長が議長となり、運営委員長に事故あるときは、副運営委員長が代理する。

6 運営委員長が必要と認めるときは、運営委員会の会議に関係のある者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(部会)

第14条 第5条の事業を行うため、振興会に次の部会を置く。

(1) 計画推進部会

(2) 助け合い部会

2 それぞれの部会は、総会の構成員が分担するほか、自薦他薦による会員を加えて組織する。

3 部会の会議は、部会長が議長となる。

(役員会)

第15条 役員会は、振興会の役員(監事を除く。)及び運営委員長をもって構成し、振興会の運営に係る軽易な事項を決定する。

2 役員会は、会長が招集し、議長となる。

(会計)

第16条 振興会の会計は、一般会計のほか、必要に応じて特別会計を設けるものとし、いずれも単式簿記によって科目別に処理する。

(経費)

第17条 振興会の経費は、拠出金、補助金、寄付金、事業に伴う収入、財産から生じる収入等をもって充てる。

(監査)

第18条 監事は、振興会の会計を年1回以上監査しなければならない。

(会計年度)

第19条 振興会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(情報の公開等)

第20条 振興会の会議等はすべて公開することを原則とし、事業計画、事業報告、予算及び決算については地区内に広く周知するものとする。

(補則)

第21条 この会則により難い事由が発生したときは、役員会の議を経て措置するものとする。

## 附 則

1 この会則は、令和6年4月1日から施行する。

2 振興会設立時の会長、副会長及び生活支援コーディネーターは、それぞれ次のとおりとし、任期は、令和8年3月31日までとする。

(1) 会長 吉浜地区公民館館長

- (2) 副会長 吉浜地区公民館主事
  - (3) 生活支援コーディネーター 吉浜地区助け合い協議会生活支援コーディネーター。ただし、第1号に定める者は兼ねることはできないものとする。
- 3 当分の間、大船渡市が設置する大船渡市立吉浜地区公民館の機能、業務等は振興会が担うものとし、当該公民館の職員については、館長に会長を、主事に副会長を、書記に事務局員をもって充てる。

第12条第2項第2号に規定する者

吉浜老人クラブの代表者
吉浜スネカ保存会の代表者
気仙地区交通安全協会吉浜分会の代表者
吉浜地区防犯協会の代表者
吉浜地区内5人の民生委員の代表者
吉浜小学校PTAの代表者
キッピン児童クラブの代表者
社会福祉法人愛生会 障がい者支援施設 吉浜荘の代表者
社会福祉法人典人会 小規模多機能ホーム森と海のまなびや よしはまの代表者

第13条第1項第1号に規定する運営委員

千 歳 部 落 会 長
根 白 朋 友 会 長
扇 洞 自 治 会 長
後 山 部 落 会 長
上 通 部 落 会 長
下 通 部 落 会 長
中 通 部 落 会 長
増 館 部 落 会 長
大 野 部 落 会 長